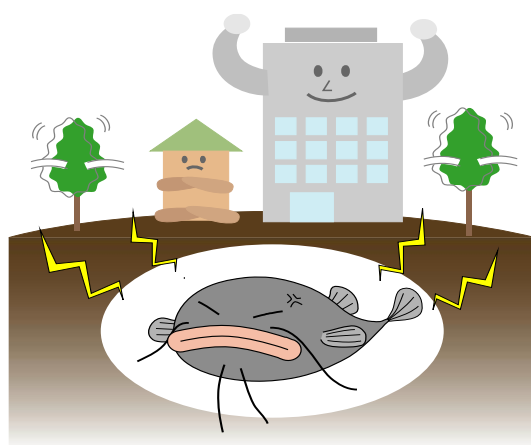


明石市耐震改修促進計画 概要版



2008年(平成20年)3月 策定

2016年(平成28年)4月 第1回改定

2026年(令和8年)4月 第2回改定

明石市

目 次

1. 計画概要.....	1
(1) 計画策定の趣旨.....	1
(2) 計画期間.....	1
2. 住宅・建築物の耐震改修の実施に関する現況と目標.....	2
(1) 住宅の耐震化の現況と目標.....	2
(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現況と目標.....	3

1. 計画概要

(1) 計画策定の趣旨

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、県内で240,956棟の家屋が倒壊し、本市でも約3,000棟の家屋が全壊した。地震直後に発生した死者の約9割は、住宅・建築物の倒壊によって命を奪われたものであることが明らかになっており、地震による人的被害を低減するためには住宅・建築物の耐震化が重要であることが認識された。

この教訓を踏まえ、明石市では平成20年3月に「明石市耐震改修促進計画」を策定し、平成28年4月に計画期間を令和8年3月までとする改定を行った。その後、計画期間5年目にあたる令和2年度に進捗状況等を検証し、平成30年度に行われた住宅土地統計調査の結果等により耐震化率を推計したところ、市内の住宅および多数利用建築物の耐震化はいずれも順調に推移しており、目標達成の見通しを予測できる段階となっていた。しかし、この度、令和5年度の住宅土地統計調査の結果等により、同年度の耐震化率を推計したところ、目標達成に至らなかった。これは新型コロナウイルスによるパンデミックなど、想定外の社会情勢の変化によるものである。

このような状況において、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっており、兵庫県において、引き続き住宅・建築物の耐震化を計画的に進める必要があるとし、令和8年3月に「兵庫県耐震改修促進計画」が改定された。

本市は、これまでも住宅・建築物の耐震化に取り組んできたが、地震による住宅・建築物の倒壊を減少させる「減災」の、さらなる取り組みを求められている。

このため、「兵庫県耐震改修促進計画」の改定に合わせ、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条の規定に基づき「明石市耐震改修促進計画」を改定し、耐震基準を満たしていない住宅・建築物の安全性を確保するため、計画期間及び耐震化率の目標値を見直すこととする。

【参考】

○ 県の耐震改修促進計画での耐震化目標（令和8年3月策定）

住宅及び多数利用建築物の耐震化の目標設定

- ・耐震性が不十分な住宅：令和17年度におおむね解消
- ・耐震性が不十分な多数利用建築物：令和17年度におおむね解消

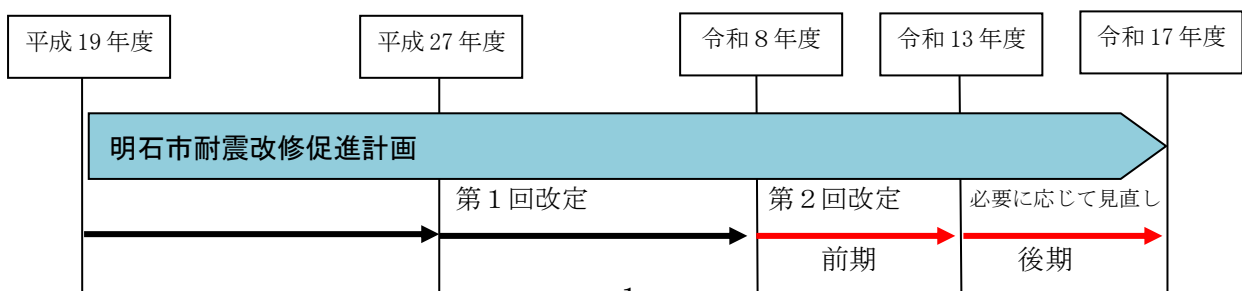
※国の目標に準拠し設定

※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とする。

なお、社会情勢の変化や事業の進捗状況を勘案し、計画期間の5年目にあたる令和13年度に耐震診断や耐震改修の促進の進捗状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。



2. 住宅・建築物の耐震改修の実施に関する現況と目標

(1) 住宅の耐震化率の現況と目標

住宅の耐震化率は、下式によって算定される。

$$\text{耐震化率} = \left(1 - \frac{\text{耐震性が不足する住宅の戸数}}{\text{すべての住宅の戸数}} \right) \times 100 (\%)$$

・耐震性が不足する住宅：昭和 56 年以前に建築された、耐震性が不足している住宅

③ 耐震化の状況

令和 5 年度の住宅総数 137,350 戸に対し、耐震性が不足すると推定される住宅が 10,394 戸である。

④ 住宅の耐震化率の現況と目標

令和 5 年度の住宅の耐震化率は、92.4%である。

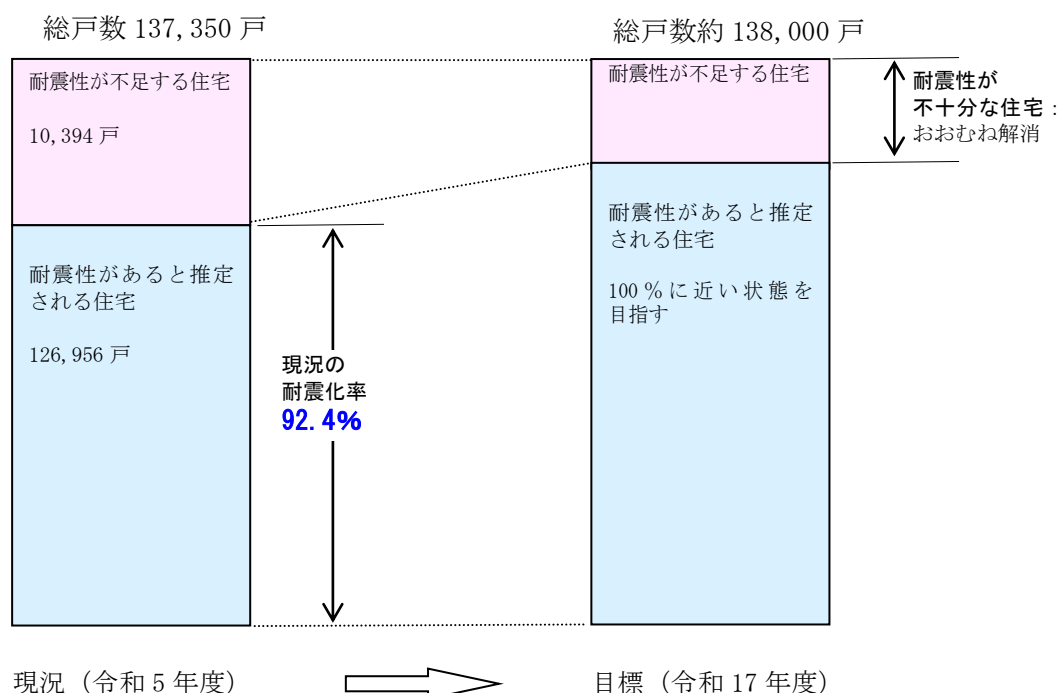
住宅の耐震化の目標

「耐震性が不十分な住宅：おおむね解消^{*}／令和 17 年度」

※国、県の目標に準拠し設定

※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

(推測値)



(2) 多数利用建築物の耐震化の現況と目標

多数利用建築物の耐震化率は、下式によって算定される。

$$\text{耐震化率} = \left(1 - \frac{\text{耐震性が不足する 多数利用建築物の棟数}}{\text{すべての多数利用建築物の棟数}} \right) \times 100 (\%)$$

※多数利用建築物：本編 用語の解説 (P.21) 参照

① 多数利用建築物の現状

令和 7 年度の多数利用建築物は、2,356 棟であり、この内、公共建築物は 372 棟で、民間建築物は 1,984 棟である。

公共建築物の耐震性の無い建築物が 14 棟であり、民間建築物の耐震性の無い建築物は 113 棟となっており、耐震化率に大きな違いはないが、耐震性の無い民間建築物が多く使用されている実態がある。

② 多数利用建築物の耐震化率の現況と目標

令和 7 年度の多数利用建築物の耐震化率は、94.6%である。

多数利用建築物の耐震化の目標

「耐震性が不十分な多数利用建築物：おおむね[※]解消／令和 17 年度」

※県の目標に準拠し設定

※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

(推測値)

多数利用建築物	現況 (令和 7 年度)			目標 (令和 17 年度)
	総数	耐震性なし	耐震化率	耐震化
全体	2,356	127	94.6%	耐震性が不十分な 多数利用建築物： おおむね解消
公共	372	14	96.2%	
民間 (UR を含む)	1,984	113	94.3%	